

「リデュース・リユース・リサイクル」の推進

■国税庁における3Rの取り組み

毎年10月を「リデュース・リユース・リサイクル」(3R)推進月間と定めて、国民への啓発活動を展開しています。この活動の一環で、酒類の「リターナブルびん」は繰り返し使える大切な資源であることを周知し、酒類容器の3Rを呼び掛かれています。

酒類製造業者の3R / ・リターナブルびんの利用と積極的な回収・容器の軽量化

酒類流通業者の3R / ・レジ袋の使用削減、簡易包装の推進 ・リターナブルびんの周知や消費者からの回収 ・リターナブルびんなど、環境に優しい容器を利用した商品の取り扱い

消費者の3R / ・買い物袋の持参や簡易包装の励行 ・リターナブルびんなど、環境に優しい容器を利用した商品の優先選択 ・ルールに沿った分別排出の励行や集団回収への協力

問合せ先/釧路税務署 ☎ 0154-31-5100

社会福祉協議会会葬お礼ハガキ利用料

- ・有間 俊一さん(東1南2) 26,000円
- ・富田 哲一さん(西・西1北2) 56,000円
- ・井嶋 哲也さん(岬2) 16,000円

社会福祉協議会社会福祉基金

- ・鈴木 政留さん(西・東3南1) 50,000円



釧路市西消防署白糠支署
8月末までの活動状況

救急出動件数 46件(285件)

- ・急病 27件(200件)
- ・交通事故 2件(14件)
- ・その他 17件(71件)

ドクターヘリ搬送件数 0件(2件)

火災出動件数 0件(5件)

その他の出動件数 6件(44件)

※()内は令和4年1月からの累計出動件数

秋の火災予防運動「火の用心7つのポイント」

- ①家のまわりに燃えやすいものは置かない
- ②寝たばこやたばこの投げ捨てをしない
- ③天ぷらを揚げるときは、その場を離れない
- ④子どもには、マッチやライターで遊ばせない
- ⑤電気器具は正しく使い、たこ足配線はしない
- ⑥ストーブには、燃えやすいものを近づけない
- ⑦外出前に火の点検をする

問合せ先/西消防署白糠支署 ☎ 2-2053

10月は「不正軽油防止強化月間」

不正軽油とは、軽油引取税を脱税するために、軽油に灯油や重油を混和するなどした燃料油をいいます。

不正軽油の話聞いた、給油するところを目撃したときは「不正軽油ストップ110番」フリーアクセス ☎ 0800-8002-110で、皆さんからの情報提供をお待ちしています。

問合せ先/釧路総合振興局課税課 ☎ 0154-43-9161

詐欺電話に注意！！

— 釧路警察署からの呼びかけ —

☎ 0154-23-0110



釧路警察署管内で「あなたは老人ホームに入居できる権利があります」という電話があり、入居を断ると「あなたの名義で他の人が入居する。名義を貸して欲しい」と言われ、これを承諾すると後日「名義貸しは犯罪だ!」と不安にさせ、トラブル回避のため宅配便で現金を送付してごまかし取られる特殊詐欺被害が発生しています。

現金を宅配便で送ることはできません。特殊詐欺被害防止のためには、知らない電話番号からの電話には出ないことが大切です。

また、被害を防止するためには、常に、留守番電話に設定することや、迷惑電話防止機能付電話機を導入することが効果的です。詐欺電話がきたら#9110にご相談ください。

今月の納税

町・道民税 第3期
国民健康保険税 第4期

納付期限 10月31日(月)

■今月の夜間窓口

日時/10月26日(水) 17時~19時
会場/役場1階税務課窓口(6番窓口)

問合せ先/税務課収納係 内線(538)

2種類同時発売! 9/21(水)-10/21(金)

1等・自費賞金合計

ハロウィンジャンボ 5億円

10-0123-00007

≒5,000万円

※この宝くじの収益金は市町村の環境対策や高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われています。

「自然の番人宣言」推進事業

ふるさと&クリーンしらぬか「自然の番人宣言」推進事業として、全町を挙げて一斉清掃を行います。皆さんのご協力をお願いします。

全町秋の一斉清掃/10月9日(日)

都合の良い時間帯に、自宅周辺や地域の清掃をお願いします。町内会できり組む場合は、各町内会の指示に従ってください。

問合せ先/町民サービス課生活環境係 内線(517)

年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

■対象

【高齢基礎年金を受給している方】

・65歳以上で、世帯全員の市町村民税が非課税、年金収入額とその他の所得額の合計が881,200円以下の方

【障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方】

・前年の所得額が4,721,000円+扶養親族の数×(※)38万円以下の方

(※)同一生計配偶者のうち70歳以上の方または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族は63万円となります。

■請求手続き

【新たに年金生活者支援給付金を受け取られる方】

対象となる方には、日本年金機構からハガキ(年金生活者支援給付金請求書)が届きますので、必要事項を記入し提出してください。令和5年1月4日までに手続きが完了しますと、令和4年10月分からさかのぼって受け取ることができます。

【年金を受給しはじめる方】

年金の請求手続きと併せて年金事務所または町民サービス課保険年金係で請求手続きをしてください。

■日本年金機構などを装った不審な電話や案内に注意

日本年金機構や厚生労働省から、電話で家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号を聞いたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

年金生活者支援給付金の請求でお困りになったときは「給付金専用ダイヤル」☎ 0570-05-4092までお電話ください。

問合せ先/釧路年金事務所 ☎ 0154-22-5810

町民サービス課保険年金係 内線(523)

元気!しらぬか応援券

第6弾の使用期限は9月30日までです。
使い忘れないよう、お早めにご利用ください。

町営住宅入居者募集

受付期間/10月3日(月)~7日(金)

申込場所/建設課住宅管理係、庶務支所

入居時期/11月上旬予定

募集住宅/右記QRコードからも確認できます。

■日の出団地

- ①築H6年 1階3LDK HK3-4 家賃22,800円~
- ②築H6年 2階3LDK HK3-8 家賃22,800円~
- ③築H6年 3階3LDK HK3-9 家賃22,800円~
- ④築H6年 3階3LDK HK3-10 家賃22,800円~
- ⑤築H6年 3階3LDK HK3-11 家賃22,800円~
- ⑥築H6年 4階3LDK HK3-13 家賃22,800円~

※申込資格や申込方法などは問い合わせください。

問合せ先/建設課住宅管理係 内線(285)



家屋実地調査のお知らせ

町では、家屋の適正な課税を目的に、課税漏れや取り壊し等について実地調査を行います。

■調査方法

- ・調査の際は、敷地内に立ち入らせていただきます。
- ・調査員は身分証を携帯し、名札を着用しています。
- ・課税されていない家屋が判明した場合は、後日電話などで所有者に連絡の上、調査員が改めて伺います。
- ・調査費等をいただくことはありません。また、課税対象の家屋と判明し、評価した場合においても、その場で税金を徴収することはありません。

【お願い】令和4年度固定資産税納税通知書の課税明細書に記載されている家屋と実際に所有している家屋に相違がある場合は、連絡してください。また、家屋を増築された場合や取り壊した場合、法務局に登録していない家屋の所有者を変更した場合についても、連絡してください。

問合せ先/税務課資産税係 内線(534・535)

心身に障がいを持つ方の巡回相談を開催

日時/12月6日(火)・7日(水) 9時~17時

場所/サン・アビリティーズくしろ(釧路市)

申込方法/予約制です。希望される方は10月14日(金)までに社会福祉係へ申し込みください。

問合せ先/介護福祉課社会福祉係 内線(529)

狩猟期間中の道有林への入林自粛について

エゾシカ狩猟期間中(10月1日から令和5年3月31日)は、多くの狩猟者が道有林へ入林します。

狩猟に伴う事故防止のため、この期間の狩猟目的以外での入林はお控えください。エゾシカによる森林等被害を低減するため、皆さんのご協力をお願いします。

問合せ先/北海道水産森林環境局 ☎ 011-204-5519